

		知的所有権論	担当教員：平澤 卓人	2 単位
設 題				
設問 1 以下の【設例】を読み、(1)から(3)に解答しなさい ((1)から(3)は独立しているものとする)。 なお、商標法の条文はインターネット等で入手可能である。 【設例】 Aは、指定商品を「菓子、パン、サンドイッチ」として「ZX」（標準文字、称呼は「ゼットエックス」とする。）という商標を出願しようと考えている（以下「本件出願」という。）。 (1) 本件出願について、商標登録が認められるのはどのような場合か明らかにしなさい。その際、問題となる商標法の条文も明示すること。 (2) 本件出願より以前に、Bが指定商品を「ピザ」として「ZeX」（標準文字、称呼は「ズィークス」とする。）の商標権を取得していたとする。この場合、本件出願の商標が商標法4条1項11号に違反するかどうか検討しなさい（その際、学習用プリントの該当部分を必ず参照し、関連する最高裁判決を学習したうえで解答すること）。なお、(1)で検討した点を検討する必要はない。 (3) Aは「ZX」の商標権を取得したが、この「ZXX」の方が響きがよいと考え、自分が販売する菓子に「ZXX」の商標を付して販売し、「ZX」のみでは一切使わず、登録から4年が経過した。Cは「ZX」の商標を菓子に使いたいと考えている。Cが「ZX」の商標を使うためにはどのような手段をとることができるか明らかにしなさい。 設問 2 以下の【設例】を読み、以下の【設問】に解答しなさい。なお、著作権法の条文はインターネットで入手可能である。 【設例】 劇団Y（営利を目的としない団体で、権利能力があるものとする）は、劇作家Xが著作権及び著作者人格権を持つ演劇の脚本A（全15頁）について、バッドエンドだった内容をハッピーエンドになるよう最後の2頁に変更を加え（それ以外の箇所は一切変更を加えていない）、これを2024年10月11日の大学の文化祭で上演した（以下「本件上演」という。）。本件上演は誰でも会場に来て観ることができ、聴衆からは一切お金を徴収しなかった。また、その際、劇団Yは、本件上演をインターネットで生配信した（以下「本件配信」という。）。劇団Yは本件上演及び本件配信の際には誰の氏名も表示しなかった。なお、劇団YはXから何の許諾も得ていない。 【設問】 劇団Yの行為がXの著作権及び著作者人格権を侵害するのか検討しなさい。その際、著作権については著作権法21条～28条のどの権利を侵害するのか、著作者人格権については同法18条～20条のどの権利を侵害するのかを明らかにしなさい。また、著作権の制限（著作権法30条～47条の5）に該当する可能性があれば、その規定が適用されるかどうか検討するものとする。				
作成方法は「ワープロ」のみ				
ワープロ	用 紙 等：（例）本学通信教育部の標準フォーマット・コピー用紙等（無地）			
文字数等	指定なし			